

# 地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

## 営業停止処分取消請求事 件

最高裁判所第三小法廷 平成27年  
3月3日判決 平成26年（行ヒ）  
第2225号裁判所ウェブサイト

破棄自判

一番 札幌地方裁判所 平成25年  
8月23日判決 平成24年（行ウ）  
第39号

二審 札幌高等裁判所 平成26年  
2月20日判決 平成25年（行コ）  
第28号  
行政敗訴

（要旨）

風俗営業等の規制及び業務の適  
正化等に関する法律26条1項に基  
づく営業許可処分を受けたことに  
対し、当該処分の取消を求めて訴  
えを提起したところ、処分の取消  
を求める法律上の利益がないとし  
て却下判決をした原審に対し、行  
政手続法12条1項の規定により定  
められ公にされている処分基準に  
おいて、先行の処分を受けたこと

を理由として後行の処分に係る量  
定を加重する旨の不利益な定めが  
ある場合には、上記先行の処分に  
当たる処分を受けた者は、将来に  
おいて上記後行の処分の対象とな  
り得るときは、上記先行の処分に  
当たる処分の効果が期間の経過に  
よりなくなつた後においても、当  
該処分基準の定めにより上記の不  
利益を受けるべき期間内はなお当  
該処分の取消によって回復すべき  
法律上の利益を有するとして、原  
審判決を破棄し、第一審判決を取  
り消し、第一審に差し戻す。

【関連法規】

風俗営業等の規制  
及び業務の適正化  
等に関する法律2  
条1項7号、26条1  
項、風俗営業等の規  
制及び業務の適正  
化等に関する法律  
に基づく営業停止  
命令等の量定等の  
基準に関する規程  
（平成18年北海道函  
館方面公安委員会規

## 判 決

程第5号）、行政手  
続法1条1項、2条  
8号ハ、12条1項

〔主 文〕

原判決を破棄し、第一審判決を  
取り消す。

本件を札幌地方裁判所に差し戻  
す。

〔理 由〕

上告代理人沼上剛人、同兼平誠  
也の上告受理申立て理由について  
1 本件は、風俗営業等の規制  
及び業務の適正化等に関する法律  
（以下「法」という。）2条1項7  
号のぱちんこ屋の営業に該当する  
風俗営業を営む上告人が、北海道  
函館方面公安委員会から法26条1  
項に基づく営業停止処分を受けた  
ため、同委員会の所属する被上告  
人を相手に、同処分は違法である  
と主張して、その取消しを求める

事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人は、北海道函館方面公安委員会から複数の営業所につき風俗営業の許可を受けて、法2条1項7号のぱちんこ屋の営業に該当する風俗営業を営む株式会社である。

(2) 北海道函館方面公安委員会は、上告人に対し、平成24年10月24日付けで、法26条1項に基づき、上記(1)の営業所の一つにつき、期間を同年11月2日から同年12月11日までの40日間と定めて、上記風俗営業の停止を命ずる処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(3) 法26条1項は、風俗営業者等が当該営業に關し法令等の規定に違反した場合において著しく善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれ等があると認めるときにおいて、公安委員会は、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該

風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ旨を定めている。

法26条1項に基づく営業停止命令等につき、北海道函館方面公安委員会は、行政手続法12条1項に基づく処分の量定等に関する処分基準として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の量定等の基準に關する規程(平成18年北海道函館方面公安委員会規程第5号。以下「本件規程」という。)を定め、これを公にしている。

本件規程は、4条及び別表において、風俗営業者に対し営業停止命令を行う場合の停止期間について、各処分事由ごとにその量定における上限及び下限並びに標準となる期間を定めた上で、過去3年以内に営業停止命令を受けた風俗営業者に対し更に営業停止命令を行う場合の上記量定の加重について、10条2項において、上記の上限及び下限にそれぞれ過去3年以内に営業停止命令を受けた回数の上限の数を乗じた期間をその上限

及び下限とし、11条1項2号において、上記の標準の2倍の期間をその標準とする旨を定めている。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件訴えを却下すべきものとした。

法26条1項は公安委員会がいかなる内容の営業停止を命ずるかをその裁量に委ねており、法令において過去に営業停止処分を受けたことを理由に処分の加重などの不利益な取扱いができることを定めた規定は存しないところ、本件規程は法令の性質を有するものではなく、将来の処分の際に過去に本件処分を受けたことが本件規程により裁量権の行使における考慮要素とされるときも、そのような取扱いは本件処分の法的効果によるものとはいえない。そうすると、上告人は、処分の効果が期間の経過によりなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者(行政事件訴訟法9条1項)には当たらないから、本件訴えは不合法で

ある。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することをその目的とし(1条1項)、行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準である処分基準(2条8号ハ)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならないものと規定している(12条1項)。

上記のような行政手続法の規定の文言や趣旨等に照らすと、同法12条1項に基づいて定められ公にされている処分基準は、単に行政庁の行政運営上の便宜のためにとどまらず、不利益処分に係る判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するため定められ公にされるものというべきである。したがって、

行政庁が同項の規定により定めて公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをするならば、裁量権の行使における公正かつ平等な取扱いの要請や基準の内容に係る相手方の信頼の保護等の観点から、当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることとなるものと解され、この意味において、当該行政庁の後行の処分における裁量権は当該処分基準に従って行使されるべきことが束されておき、先行の処分を受けた者が後行の処分の対象となるときは、上記特段の事情がない限り当該処分基準の定めにより所定の量定に加重がされることになるものといふことができる。

以上に鑑みると、行政手続法12

条1項の規定により定められ公にされている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分に当たたる処分を受けた者は、将来において上記後行の処分に当たたる処分の対象となり得るときは、上記先行の処分に当たたる処分の効果が期間の経過によりなくなった後においても、当該処分基準の定めにより上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するものと解するのが相当である。

そうすると、本件において、原告人は、行政手続法12条1項の規定により定められ公にされている処分基準である本件規程の定めにより将来の営業停止命令における停止期間の量定が加重されるべき本件処分後3年の期間内は、なお本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するものといふべきである。

5 以上と異なる見解の下に、本件訴えを却下すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、第1審判決を取り消し、本件処分の違法事由の有無につき審理させるため、本件を第1審に差し戻すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子  
裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥 裁判官 山崎敏充)

### 損害賠償請求事件

最高裁第一小法廷 平成27年3月5日判決 平成25年(受)第1436号裁判所ウェブサイト  
破棄自判

一審 徳島地方裁判所 平成23年7月20日判決 平成20年(ワ)第548号

二審 高松高等裁判所 平成25年4月18日判決 平成23年(ネ)第358号

行政勝訴

=====  
(要旨)

県公害紛争調停委員会に対し、有害廃棄物が検出されたとして、安定型最終処分場に廃棄物を埋め立てた者等を被申請者とする調停を申し立てたところ、被申請者の呼び出し手続を行った上で、調停を打ち切ったのは違法であるとして国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案につき、本件調停に係る紛争は、当該廃棄物等に対する被申請人らの関与の態様

や程度は様々である上、被申請人らは、本件委員会からの事前の見聴取に対し、調停に応じない旨の意思を明確にしていたものであり、被申請人らに対し手続への参加を強制されたとの誤解を与えないようにとの配慮をし、被申請人らが調停に出席しなかったことを踏まえ、第1回調停期日において調停を打ち切ったものであるから、裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、国家賠償法1条1項の適用上違法であると言ふことはできない。

ない。

### 【関連法規】

国家賠償法1条1項、公害紛争処理法26条1項、24条2項

## 判決

### 〔主 文〕

原判決中、上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、被上告人ら

の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人らの負担とする。

### 〔理 由〕

上告代理人田中達也ほかの上告受理申立て理由第2の3(1)について

1 産業廃棄物の最終処分場の周辺地域に居住する被上告人らは、同最終処分場を管理する会社の実質的経営者、産業廃棄物の処分を委託した業者その他関係者を被申請人として、公害紛争処理法(以下「法」という。)26条1項に

基づく調停(以下「公害調停」という。)の申請をした。本件は、被上告人らが、同申請を受けて設けられた徳島県公害紛争調停委員会(以下「本件委員会」という。)がその裁量権の範囲を逸脱して違法に、被申請人の呼出手続を行った上、調停を打ち切るなどの措置をしたと主張して、上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実

関係の概要等は、次のとおりである。

(1) Aは、少なくとも平成3年4月から5月まで及び平成6年8月から平成7年3月まで、徳島市上八万町に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場(以下「本件処分場」という。)に、他の事業者から処分の委託を受けた産業廃棄物を埋め立てるなどし、また、Bは、遅くとも平成11年頃から、本件処分場に残土を投棄した。

(2) 被上告人らを含む本件処分場の周辺地域の住民468名(以下「申請人ら」という。)は、本件処分場を調査した結果、ダイオキシソ類や水銀、鉛等の有害な重金属類等が検出されたなどとして、平成19年11月8日、A又はBの実質的経営者、代表者等のほかAに産業廃棄物の処分を委託した業者らの合計18名(以下「被申請人ら」という。)を被申請人として、徳島県知事に対し、被申請人らにおいて本件処分場におけるボーリング調査及び違法に処分された産業廃棄物の撤去を行うことを求め

る公害調停(以下「本件調停」という。)の申請をした。

(3) 徳島県知事の指名による3名の調停委員から構成された本件委員会は、平成19年12月27日頃、被申請人らに対し、申請人らとの調停に応じるか否かの意見を聴取する書面を送付し、被申請人らは、平成20年2月中旬頃までに、いずれも調停に応じない旨の回答をした。

(4) 本件委員会は、上記回答も踏まえ、本件調停の進行方針等を協議し、平成20年3月18日、本件調停の当事者双方に対し、第1回調停期日を同年4月11日と定める旨の期日通知書を送付して、上記調停期日への出席を求めた。

本件委員会は、調停に応じない姿勢を明確にしている被申請人らに対して出頭を強制しているとの誤解を与えてはいけなとの配慮に基づき、被申請人らに送付した期日通知書には、「調停期日を下記のとおり定めたので、出席する意志がある場合は、下記の日時・場所へお越しください。なお、時間厳守とし、下記時間より30分以

上遅れた場合、出席する意志がないものとして扱わせていただきませので、ご留意ください。」との記載（以下、このうち第1文中の「出席する意志がある場合は、」の部分及び第2文を併せて「本件記載」という。）をしたが、本件記載は他の多くの都道府県における公害調停の期日通知書にはないものであった。

(5) 本件委員会は、平成20年4月11日、第1回調停期日を開いたが、申請人側のみが出席し、被申請人らはいずれも出席しなかった。申請人らは、調停の打切りに反対したが、本件委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、法36条1項に基づき本件調停を打ち切った。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、被上告人らの請求を一部認容した。

本件委員会が本件記載のある期日通知書を被申請人らに送付したこと及び第1回調停期日への被申請人らの欠席を理由に直ちに本件

調停を打ち切ったことは、いずれも不相当であつて、これらは一連のものとして本件委員会がその任務を著しく怠つたものと評価することができると、その裁量権の範囲を逸脱したものであり、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

公害調停は、当事者間の合意によって公害に係る紛争を解決する手続であり、当事者に手続への参加を求める方法、合意に向けた各当事者の意向の調整、法36条1項に基づく調停の打切りの選択等の手続の運営ないし進行については、手続を主宰する調停委員会が、当該紛争の性質や内容、調停の経過、当事者の意向等を踏まえ総合的に判断すべきものであつて、その判断には調停委員会の広範な裁量が認められるものというべきである。

前記事実関係によれば、本件調停に係る紛争は、平成3年から同

7年までに処分された産業廃棄物及び平成11年頃以降に投棄された残土に係るもので、当該産業廃棄物等に対する被申請人らの関与の態様や程度は様々である上、被申請人らはいずれも、本件委員会からの事前の意見聴取に対し、調停に応じない旨の意思を明確にしていたものである。また、本件委員会が被申請人らに送付した期日通知書に本件記載をしたのは、上記意思を明確にしていた被申請人らに対し、手続への参加を強制されたとの誤解を与えないようにとの配慮に基づくものというのである。そして、本件委員会は、上記紛争の性質や内容に加えて、本件調停の第1回調停期日に被申請人らがいずれも出席しなかったことを踏まえ、上記紛争について当事者間に合意の成立の見込みがないと認めた結果、続行期日を定めたり、被申請人らに対し法32条に基づく出頭の要求をしたりすることなく、法36条1項に基づき本件調停を打ち切つたものである。このような事情の下においては、本

件委員会が、被申請人らに対し本件記載のある期日通知書を送付し、第1回調停期日において本件調停を打ち切つた措置は、その裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということではできない。

5 そうすると、以上と異なる見解の下に、被上告人らの請求を一部認容した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、被上告人らの請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、上記部分につき、被上告人らの控訴を棄却することとする。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 金築誠志 裁判官 櫻井龍子 裁判官 白木勇 裁判官 山浦善樹 裁判官 池上政幸)